

介護療養型老人保健施設について

I 介護療養型老人保健施設の現状と課題

- 療養病床の転換に際し、主に介護を必要とする方を介護老人保健施設で受け止めることができるように、
 - ① 看護職員による夜間の日常的な医療処置
 - ② 看取りへの対応
 - ③ 急性増悪時の対応
 の機能を介護報酬で評価した「介護療養型老人保健施設」を創設した。

- 介護療養型老人保健施設の介護報酬については、施設の運営や入所者の状況について調査を行い、必要があれば平成21年4月の介護報酬改定において、見直しを行うこととしたところ。

<60床の場合の人員配置>

	医療療養病床	介護療養病床	介護療養型老人保健施設	介護老人保健施設
医師	3人	3人	1人+ α	1人
看護, 介護	4:1, 4:1 5:1, 5:1	6:1, 4:1	6:1, 4:1*	(看護・介護)3:1
夜間配置	看護職員2人	(看護・介護)30:1 うち看護職員 1人以上	(看護・介護)2人 うち看護職員 41:1以上	(看護・介護)2人

※ 療養体制維持特別加算を算定している場合